

8生福第2920号
令和8年9月18日

福島県高齢福祉課長
(公印省略)

「令和8年度介護サービス情報公表制度」に係る新規事業所情報の
報告について（通知）

日頃から、介護保険行政の円滑な運営に多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、介護サービス事業所及び介護施設においては、介護保険法第115条の35第1項の規定により、介護サービス情報を県に報告しなければならないとされております。

つきましては、下記のとおり介護サービス情報公表システムによる報告をお願いいたします。

なお、同法第115条の35第4項の規定により、報告がない場合若しくは虚偽の報告をした場合等、県が内容の是正又は調査を実施する場合がありますので、報告漏れ等がないよう御注意願います。

また、令和3年度から情報公表システムに「災害時情報共有機能」が新たに追加され、被災状況に関する情報を集約し、支援に役立てることが出来るようになり、今後情報公表システムを活用した様々な運用が予想されますので、別紙「情報公表システムの入力に関する留意事項について」を御参照の上、正確かつ迅速な情報発信に御協力願います。

記

1 介護サービス情報公表制度について

各事業所は介護サービス情報公表システムによりサービス毎の情報を入力・報告し、県はその報告を受け、内容を審査し、公表します。

◎制度の詳細についてはホームページでご確認願います。

「高齢福祉課（介護保険担当）」→「介護保険に関するページ」→「メニュー」→「介護サービス情報の公表制度について（115条の35）」→「「介護サービス情報の公表」制度の施行について」一部改正について（令和8年8月18日掲載）

2 対象となる介護サービス事業所

- (1) 令和8年度における新規指定事業所（みなし指定事業所を除く）
- (2) 介護と介護予防の両方のサービスを実施している場合、介護予防サービスについては介護サービスに含まれるため入力は不要です。

3 情報入力・報告の方法

報告は、「介護サービス情報公表システム」にログインし、サービス種類毎に必要な事項を入力して登録します。

URL <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/houkoku/07/>

※ ログイン画面にアクセスできない場合は、**高齢福祉課（介護保険担当）のホームページからもアクセスすることができます。**

「高齢福祉課（介護保険担当）」→「介護保険に関するページ」→「メニュー」→「介護サービス情報の公表制度について」→「3 事業所の方へ介護サービス情報の入力画面」

入力の方法は、「介護サービス情報公表システム」のヘルプに掲載されている操作マニュアルを御確認ください。

介護サービス情報報告システム

入力後、「提出する」を押下することで、県への提出が完了したこととなります。「提出までの手順アイコン」が「**提出済**」となっていることを確認してください。

なお、人員等の基本情報を入力する際は、事業所における直近のデータにより入力してください。

4 報告内容

「基本情報」、「事業所の特色（任意）」

（新規事業所については、「運営情報」は表示されません）

5 入力基準日

令和8年9月1日（ただし様式に示されている場合はその日）

6 事業所 ID・パスワード等（例）※*****は8桁の事業所番号

ID	07*****
パスワード	07*****01fk
サービスコード	110
サービス名	訪問介護

※パスワード等については、各事業所宛に送付したハガキに記載のものを入力してください。パスワード等が不明な場合は、お問い合わせください。

7 報告期限

令和9年1月29日（金）まで

8 公表の時期

介護サービス情報公表システムにより提出があった内容について確認後、順次公表登録を実施します。

9 その他

- (1) 調査票の提出ボタンが押下されず、進捗状況が「未記入」や「記入中」の場合、県での公表処理ができません。**データの入力が完了した際は、必ず「提出済」になっていることを確認してください。**
- (2) 例年御質問の多い点及び災害時情報共有機能の追加による留意点については、別紙「情報公表システムの入力に関する留意事項について」を御参照ください。

「高齢福祉課（介護保険担当）」→「介護保険に関するページはこちら」→「メニュー」→「介護サービス情報の公表制度について」



介護サービス情報の公表制度について(第115条の35)

情報公表システム関係

入力画面

[illegible]

「介護サービス情報の公表」に係る関係通知について

- 関連通知

関連通知

Q&A

- よくある質問

よくある質問

介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等に関する制度について（115条の44の2）

※この用語等については厚生労働省HPをご覧ください。

<http://www.mhiv.org/jp/55/kyousa-bunseki.html>

※サービス標準を定めた電子データベースシステムの運用の一時停止について (PDFファイル/137K) (令和7年4月23日掲載)

※当サービス事業の営業時間（データベースシステムは現在システムメンテナンス中のため利用停止となっております。再開は未定であり、数日程度に及ぶ予定となっております。障害発生より先の点について通知がありましたのでお知らせします。（令和7年6月16日現在）

制度上、発生から年度終了後3月以内に行わなければならないとされていますが、年度の受付停止との関係で届出ができなかった場合には、この限りではなく、システム再開までお待ちください。

システム運用の準備が整いましたら、これまでご提供の情報を提供いただいたことのある事業者に対しては、システムにログインしているメールアドレス宛てに、システム運用開始や報告事項について、ご連絡する予定です。

介護サービス事業者経営情報データベースシステム関係